

平成29年度聖籠町の監査基本計画

聖籠町の監査委員は、監査内容の統一と円滑な監査を進めるため、聖籠町監査基準に基づき監査計画を策定し、より効率的かつ効果的な監査を実施します。

今年度の監査基本計画に基づいた予定をお知らせします。

1 決算審査(7月中旬～8月中旬予定)

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算及び関係書類の数値について、予算執行の関係法令等に基づく適正かつ正確に行われているか審査を行います。

また、併せて事業の経済性・効率性・有効性等の視点を取り入れた審査も行います。

2 健全化判断比率等の審査(7月中旬～8月中旬予定)

平成28年度決算に基づき一般会計及び公営企業会計の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づく適正性について審査を行います。

3 定期監査等(1月予定)

一般会計、特別会計及び公営企業会計の効率的な行政運営及び効果的な予算の執行を見るために、それぞれの担当部署における重点施策、契約関係及び補助金について調査し、効果を審査します。

4 随時監査

(1) 財政援助団体等監査(7月予定)

- 町に対する監査目的は、出資に係る有価証券の保管状況並びに出資団体に対する経営状況及び財政状況等を出資者として正確に把握しているかを確認します。

- 出資団体に対する監査目的は、会計処理に係る内部統制の整備並びに決算書類、財務諸表等に経営状況及び財政状況が適正に表示されているかを確認し、出納その他の事務が適切に処理されているかを確認します。

(2) 備品の監査(10月予定)

備品として購入された物が有効に使用され、かつ適切に管理されているか否かについて確認します。

5 例月出納検査(現金出納検査： 毎月予定)

会計管理者等が所管する現金の出納について、毎月日を定めて帳票等の計数を確認・照合するとともに、保管・運用の適切性について検査を実施します。

6 その他の監査(随時)

住民監査請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、町長の要求に基づく監査などは、請求や要求に基づき行います。

平成29年4月3日

聖籠町代表監査委員 二宮 秀 男
聖籠町監査委員 高松 守 雄